

令和 6 年度全国薬務関係主管課長会議資料 (説明資料編)

厚生労働省医薬局
血液対策課

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

目次（参考資料）

（血液対策課）

1. 献血推進について――	1
2. 血液製剤の国内自給の推進と安定供給の確保について――	9
3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進について――	10
4. 特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第Ⅸ因子製剤が納入された医療機関に対するカルテ等の確認作業等実施のお願い――	17

1. 献血推進について

【中期目標「献血推進2025」】

【対象期間】

- 令和3年度～令和10年度

【経緯】

- 血液製剤の国内自給を基本とした安定供給を確保していくためには、その原料である献血血液を将来にわたり安定的に確保する必要があるため、将来の需要予測等を踏まえ、複数年の献血推進に係る中期目標を設定するもの。

【中期目標の見直し】

- 「献血推進2025」を策定した令和2年当時は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期であり、その影響を十分に考慮できていなかったことから、必要に応じて中期目標を見直していくこととしていた。
- 薬事審議会血液事業部会献血推進調査会において、中期目標期間については、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）」（令和6年3月29日厚生労働省告示第153号）の対象期間と合わせるため、令和10年度まで延長することとした。

【過去の中期目標】

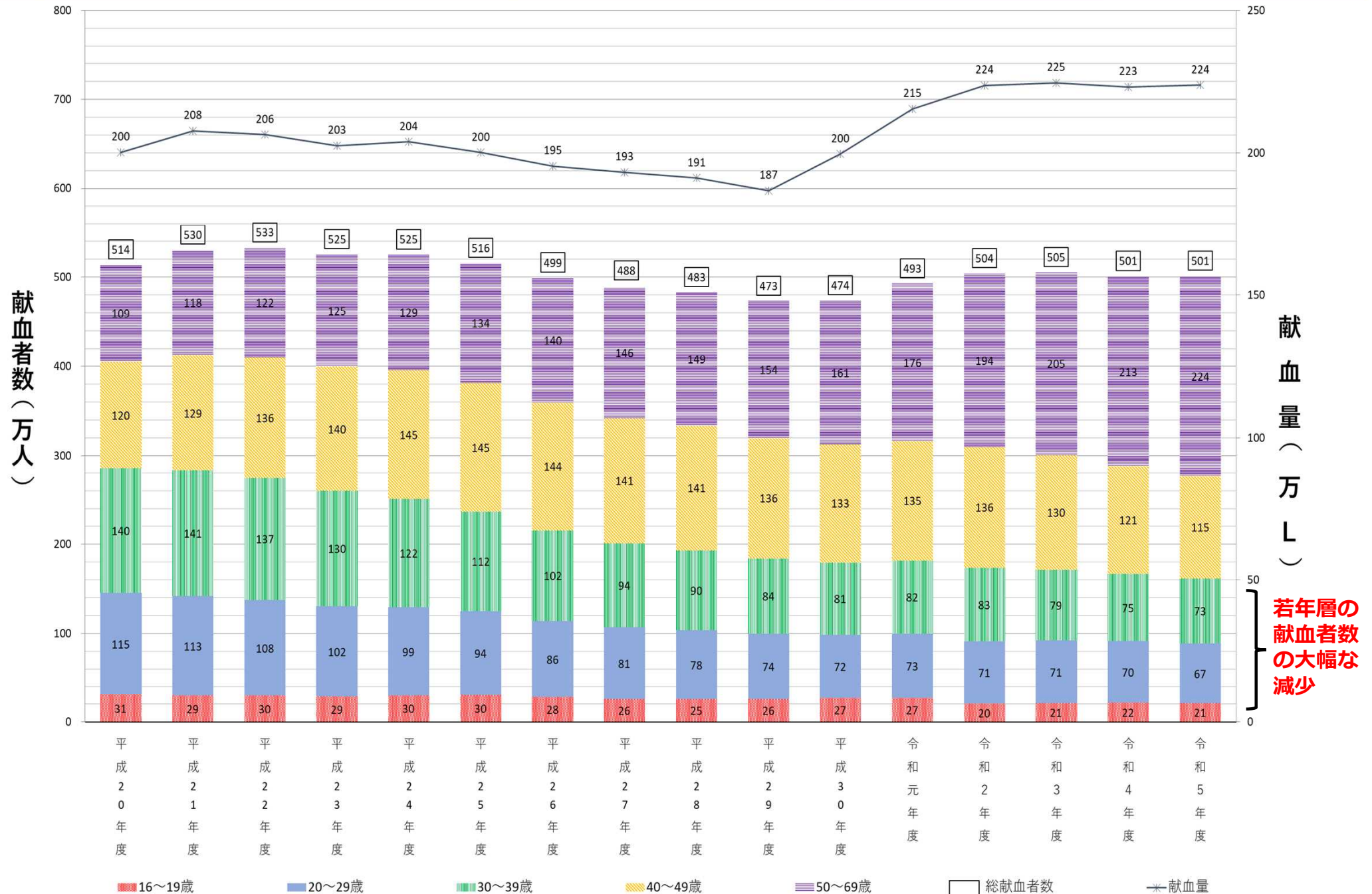
- 平成17年度～平成21年度「献血構造改革」
- 平成22年度～平成26年度「献血推進2014」
- 平成27年度～令和2年度「献血推進2020」

令和10年度(2028年度)までの達成目標

項目	目標の定義	令和10年度目標値	令和5年度実績値
若年層の献血者数の増加	若年層(16歳～39歳)の人口に対する献血者数の割合(献血率)	6.7% 参考 10代:6.6% 20代:6.8% 30代:6.6%	5.2% 参考 10代:4.7% 20代:5.3% 30代:5.3%
安定的な献血の確保	献血推進活動に協力いただける企業・団体の数	70,000社	65,939社
複数回献血の推進	年に2回以上献血された方(複数回献血者)の人数	1,200,000人	1,054,111人
献血Webサービスの利用の推進	献血Web会員サービス「ラブラッド」の登録者の人数	5,000,000人	3,759,780人

1. 献血推進について

年代別献血者数と献血量の推移



※平成30年度以降の献血量は、成分献血による献血量を製造段階での総容量(血液保存液の量を含む)で算出。

1. 献血推進について 若年層に対する普及啓発活動

- 人口構造の変化に伴い献血可能人口が減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少している。
- 骨太の方針において、小中学校段階での献血推進活動など献血への理解を深めることが重要とされた。
- 令和6年度より、中学生を対象とした普及啓発資材の作成等を行うための新たな事業を開始した。

延べ献血者数及び献血率の推移（1991～2021年度）

年代	種 別	1991年度	2001年度	2011年度	2021年度
10代	延べ献血者数	1,469,295	577,801	285,021	210,584
	献血率	20.8%	7.9%	4.8%	4.5%
20代	延べ献血者数	2,359,505	1,663,011	1,018,234	709,094
	献血率	14.7%	9.2%	7.5%	5.5%
30代	延べ献血者数	1,736,010	1,431,558	1,298,292	792,590
	献血率	8.8%	8.4%	7.2%	5.5%
40代	延べ献血者数	1,539,664	1,076,754	1,398,026	1,295,759
	献血率	8.9%	6.6%	8.3%	7.0%
50代	延べ献血者数	1,003,718	799,933	893,145	1,447,055
	献血率	4.9%	4.1%	5.6%	8.6%
60代	延べ献血者数		241,820	358,148	598,116
	献血率		1.6%	2.0%	3.9%
合計	延べ献血者数	8,108,192	5,790,877	5,250,866	5,053,198
	献血率	10.1%	6.2%	5.9%	6.1%

経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和5年6月16日閣議決定)

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

献血への理解を深める²⁶²とともに、血液製剤²⁶³の国内自給、安定的な確保及び適正な使用の推進を図る。

262 小中学校現場での献血推進活動を含む。

263 輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血漿分画製剤。

経済財政運営と改革の基本方針 2024 (令和6年6月21日閣議決定)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 ～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題 (創薬力の強化等ヘルスケアの推進)

小中学校段階での献血推進活動など献血への理解を深めるとともに、輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血しょう分画製剤の国内自給、安定的な確保及び適正な使用の推進を図る。

※ 血液事業年度報より

※ 1991年度については、50歳～64歳で合算されて算出していること。

1. 献血推進について 献血血液の確保対策事業

医薬局血液対策課（内線2906、2908）

令和7年度当初予算案 20百万円（20百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

・ 毎年、医療需要に応じた血液の確保目標量を達成し、血液製剤の安定供給は確保されているが、近年、免疫グロブリン製剤などの血漿分画製剤の需要が増加傾向にあり、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少しているといった課題がある。将来に亘る必要な血液量の確保に向けて、今後の献血を支える若年層へ献血に関する普及啓発を一層推進する必要があるため、小中学校からの献血教育の推進に向けて、厚生労働省では中学生用テキストを作成するとともに、中高校生を対象にした同世代に対する普及啓発活動の発表会等イベントを開催する事業を行う。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 将来に渡る必要な血液量の確保に向けて、献血可能年齢前である中学生を対象に、献血制度の理解促進とともに、中学生でも活動できる献血ボランティアを紹介したテキストを印刷・製本し、全国の中学校の生徒1学年分を対象に発送する。
- ・ 効果的な普及啓発に当たり、中高校生の部活動や生徒会活動の一環として行われている献血の普及啓発活動について、同世代に対する活動により関心を生む効果も期待されるため、生徒の学生ボランティア団体の活動を促進する体験発表会等イベントを開催する。令和6年度にイベント開催に向けた体制を整備する。令和7年度は、好事例の募集・選定を行い体験発表会等イベントを開催し、発表内容を周知することで今後の献血を支える若年層へ訴えかけ、献血に関する普及啓発を一層推進していく。

普及啓発活動

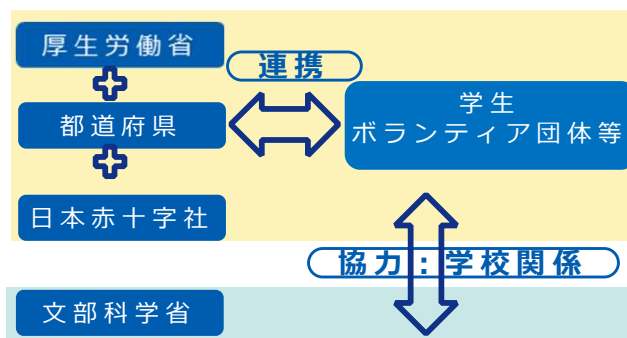
学校関係：高校生向けテキスト配布、出張授業、
中学生向けテキスト配布、体験発表会 等

学校関係

小学生

中学生

高校生

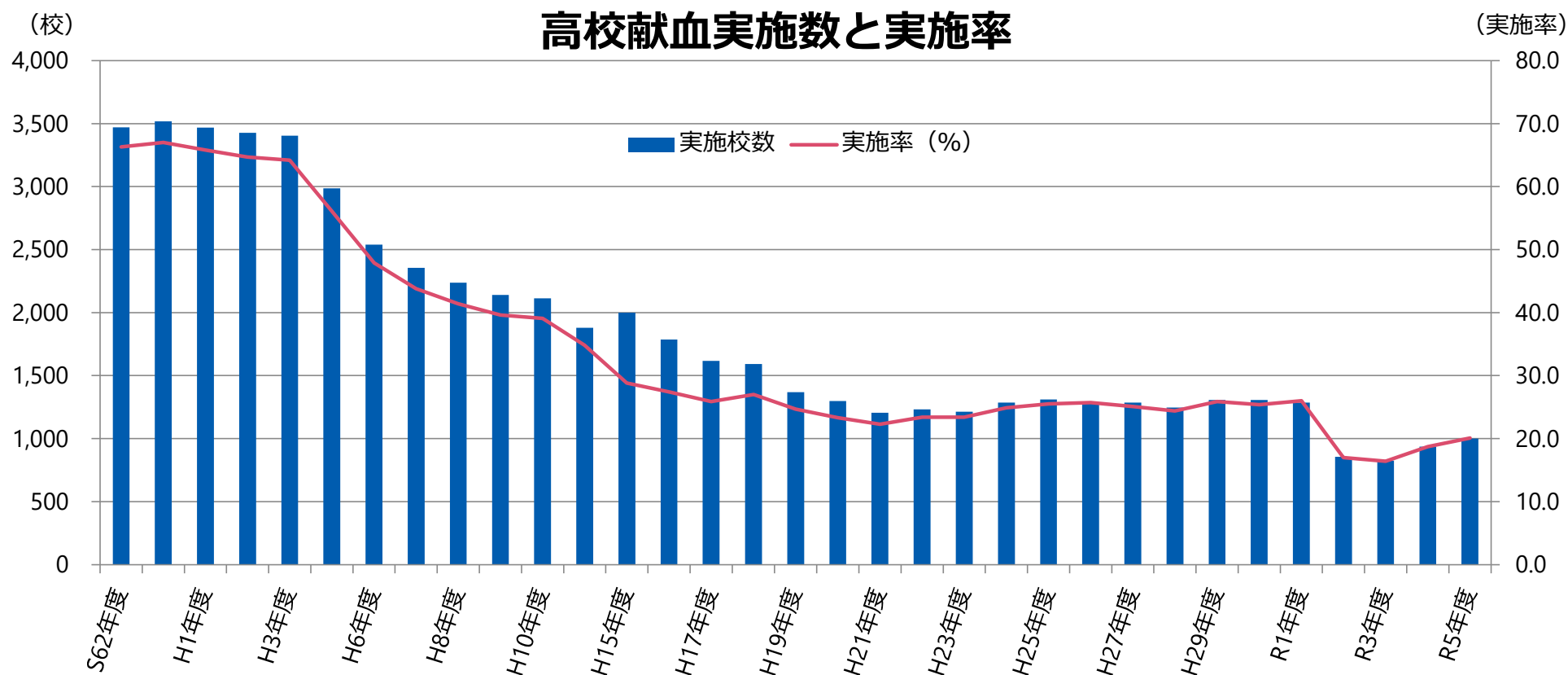


3 実施主体等

実施主体：国

1. 献血推進について

学校における献血推進活動（日本赤十字社資料より）



- 高校献血は、400ml献血の普及、医療需要の変化等に伴い、減少しているところ。
- 厚生労働省及び日本赤十字社は、若年層が献血に触れ合う機会を提供するため、児童向けの広報資材の配布や、出前講座等を進めているところ。引き続き、関係省庁や都道府県と連携して、学校における献血推進活動を推進していきたい。

1. 献血推進について

学校献血の都道府県別実績（日本赤十字社資料より）

令和5年度

都道府県	管内設置 校数	献血実施 校数	献血者数			実施率
			200mL	400mL	計	
北海道	277	31	991	957	1,948	11.2%
青森	63	29	527	517	1,044	46.0%
岩手	79	18	2	269	271	22.8%
宮城	99	18	372	501	873	18.2%
秋田	52	11	142	111	253	21.2%
山形	61	30	67	685	752	49.2%
福島	98	20	581	211	792	20.4%
茨城	134	52	1,711	902	2,613	38.8%
栃木	78	67	2,867	2,743	5,610	85.9%
群馬	79	45	1,715	1,071	2,786	57.0%
埼玉	202	75	1,845	1,133	2,978	37.1%
千葉	193	18	764	662	1,426	9.3%
東京	441	12	197	291	488	2.7%
神奈川	237	6	263	339	602	2.5%
新潟	111	2	21	42	63	1.8%
山梨	40	35	621	1,652	2,273	87.5%
長野	109	8	6	266	272	7.3%
富山	49	8	140	377	517	16.3%
石川	57	7	87	470	557	12.3%
福井	33	14	258	263	521	42.4%
岐阜	87	18	526	373	899	20.7%
静岡	137	77	1,571	1,592	3,163	56.2%
愛知	224	12	337	705	1,042	5.4%
三重	78	12	0	326	326	15.4%

都道府県	管内設置 校数	献血実施 校数	献血者数			実施率
			200mL	400mL	計	
滋賀	59	16	262	324	586	27.1%
京都	107	2	4	114	118	1.9%
大阪	267	24	537	537	1,074	9.0%
兵庫	211	14	114	300	414	6.6%
奈良	56	7	189	113	302	12.5%
和歌山	48	15	356	433	789	31.3%
鳥取	32	5	0	113	113	15.6%
島根	47	8	0	139	139	17.0%
岡山	91	4	0	126	126	4.4%
広島	134	12	74	794	868	9.0%
山口	78	13	64	369	433	16.7%
徳島	37	7	0	204	204	18.9%
香川	43	14	0	646	646	32.6%
愛媛	73	21	0	789	789	28.8%
高知	43	0	0	0	0	0.0%
福岡	168	84	0	4,566	4,566	50.0%
佐賀	44	9	22	285	307	20.5%
長崎	80	12	8	480	488	15.0%
熊本	77	34	0	1,614	1,614	44.2%
大分	55	8	31	208	239	14.5%
宮崎	52	6	1	147	148	11.5%
鹿児島	90	12	26	469	495	13.3%
沖縄	69	48	52	1,587	1,639	69.6%
合計	4,979	1,000	17,351	30,815	48,166	20.1%

※献血実施校数については、同一校であってもキャンパス別に集計されていること

※献血者数については、高校生以外も含まれていること

1. 献血推進について

若年層（16～39歳）の献血率の都道府県別実績

都道府県	若年層 献血者数	若年層献血可能 人口	献血率
北海道	81,113	1145487	7.1%
青 森	16,239	250992	6.5%
岩 手	14,601	250220	5.8%
宮 城	31,664	559921	5.7%
秋 田	11,772	176606	6.7%
山 形	14,345	221670	6.5%
福 島	22,348	413068	5.4%
茨 城	31,986	695084	4.6%
栃 木	33,913	464338	7.3%
群 馬	26,951	460490	5.9%
埼 玉	73,646	1896393	3.9%
千 葉	76,014	1606568	4.7%
東 京	223,600	4073868	5.5%
神奈川	103,100	2402609	4.3%
新 潟	28,971	472522	6.1%
山 梨	12,168	188555	6.5%
長 野	22,454	454601	4.9%
富 山	12,852	231170	5.6%
石 川	14,037	267098	5.3%
福 井	8,266	178123	4.6%
岐 阜	19,071	464795	4.1%
静 岡	39,896	851099	4.7%
愛 知	99,178	2011365	4.9%
三 重	18,273	423216	4.3%

都道府県	若年層 献血者数	若年層献血可能 人口	献血率
滋 賀	16,534	360695	4.6%
京 都	34,713	615834	5.6%
大 阪	125,797	2298120	5.5%
兵 庫	62,103	1306321	4.8%
奈 良	14,031	297920	4.7%
和歌山	12,647	200121	6.3%
鳥 取	7,230	121020	6.0%
島 根	5,918	140982	4.2%
岡 山	23,754	451513	5.3%
広 島	35,406	666671	5.3%
山 口	13,904	282963	4.9%
徳 島	7,283	155270	4.7%
香 川	10,712	220180	4.9%
愛 媛	17,121	288058	5.9%
高 知	9,440	139958	6.7%
福 岡	71,923	1297311	5.5%
佐 賀	9,358	186531	5.0%
長 崎	16,775	276136	6.1%
熊 本	22,530	395250	5.7%
大 分	12,770	248506	5.1%
宮 崎	11,959	229624	5.2%
鹿児島	18,967	343286	5.5%
沖 縄	19,449	395145	4.9%
合計	1,616,782	31082257	5.2%

※若年層献血可能人口：政府統計の総合窓口(e-Stat)で公表されている令和5年1月1日現在の人口（人）であり、16歳～19歳の献血可能人口は、政府統計の総合窓口(e-Stat)で公表されている令和5年1月1日現在の15～19歳の人口から、『令和2年国勢調査人口等基本集計（総務省統計局）』に基づく令和5年の15歳人口を差引いた人口により算出している。

※若年層献血可能人口の総数：政府統計の総合窓口(e-Stat)で公表されている令和5年1月1日現在の人口（人）について、外国人住民の「男性総数が1～9人」「女性総数が1～9人」「男女計総数が49人以下」のいずれかに該当する市区町村における5歳ごと等の内訳は、非公表である。本件に該当する市区町村を含む都道府県等における5歳ごと等の内訳は、非公表の市区町村分を含まないため、総数と5歳ごと等の内訳の合計が合わない。

1. 献血推進について 都道府県献血推進計画について

地方分権提案への対応

【令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）】

都道府県献血推進計画（10条5項）については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【令和4年度献血推進調査会での検討結果】

都道府県献血推進計画については、献血推進調査会における議論を得て示された見直しの見解を伺うため、令和4年12月に全都道府県に調査を依頼し、令和5年1月16日に開催した第4回献血推進調査会において、「都道府県献血推進計画」の今後の方向性を示した。関係機関との調整後、見直し内容について、令和5年3月1日付け事務連絡を発出し、周知した。

「都道府県献血推進計画について」（令和5年3月1日付け血液対策課事務連絡）

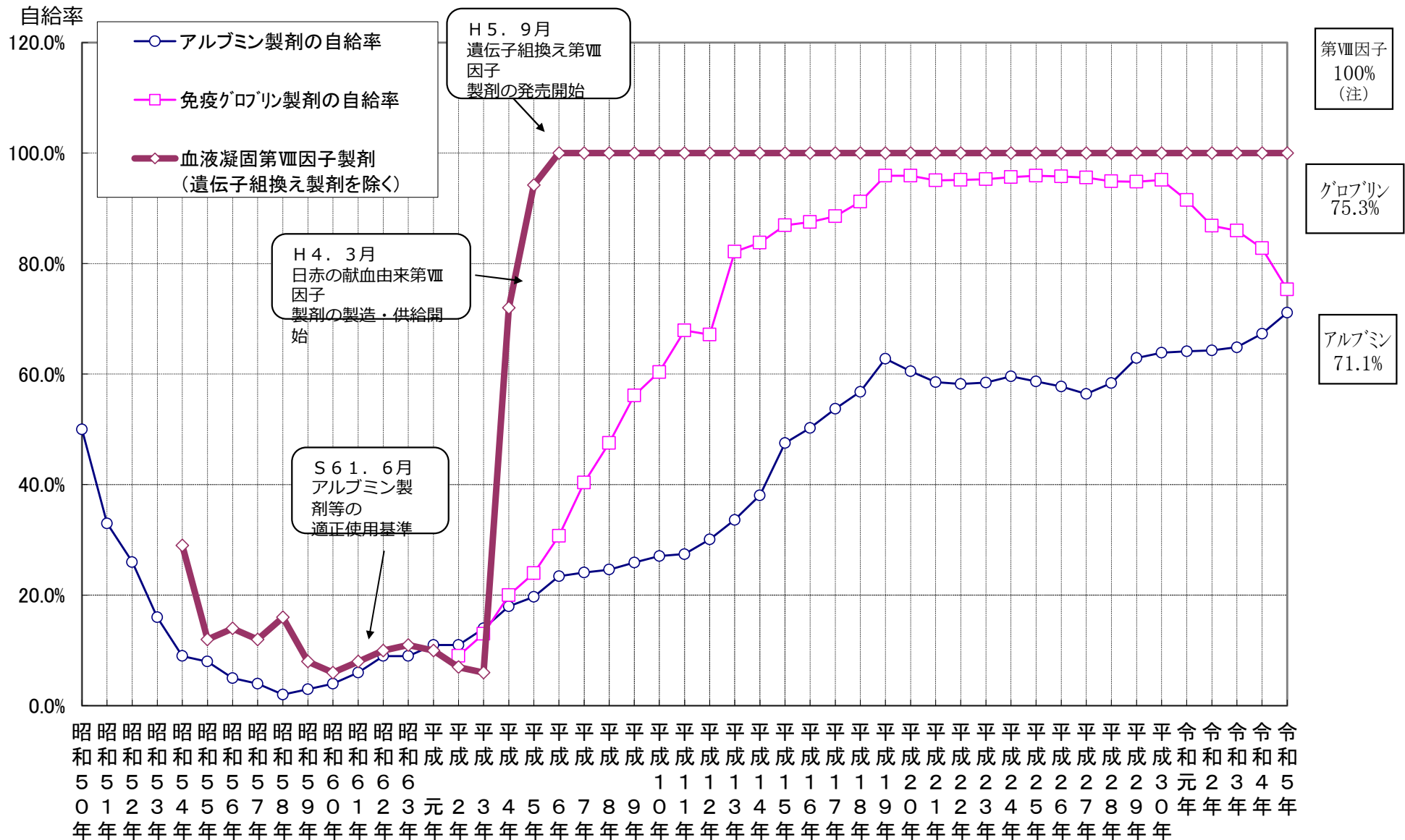
【都道府県献血推進計画の計画期間について】

- ・都道府県献血推進計画記載事項のうち、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については、引き続き毎年度策定すること。
- ・「献血に関する普及啓発その他の血液の目標量を確保するために必要な措置に関する事項」及び「その他献血の推進に関する重要事項」については、変更の必要が生じたときのみ変更することで差し支えないこと。

【その他の策定に伴う手続について】

- ・都道府県献血推進計画の策定期限については、都道府県と採血事業者の協議によって各都道府県別の血液目標量が実質的に確定し、血液事業部会の審議をもって厚生労働大臣に答申される11月末～3月末を策定に充てる時期とすることで差し支えないこと。
- ・同計画の策定に伴う手続（協議会開催等）については、各都道府県の判断に基づいて実施することで差し支えないこと。

2. 血液製剤の国内自給の推進と安定供給の確保について 血漿分画製剤の自給率の推移（供給量ベース）

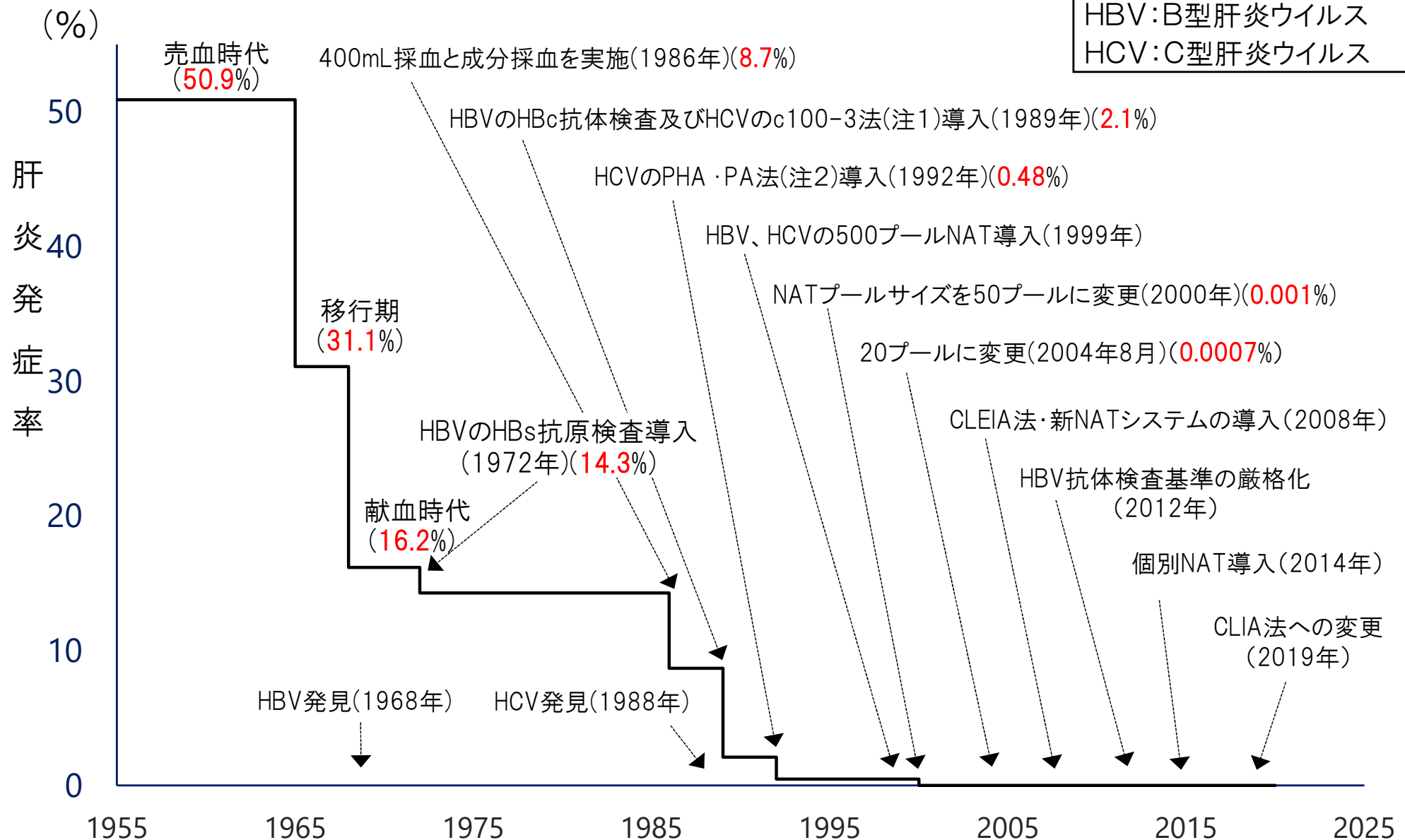


※ 平成9年以前は年次、平成10年以降は年度

注：献血血液由来の血液凝固第Ⅷ因子製剤の自給率

3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進

日本における輸血後HBV・HCV発症率の推移

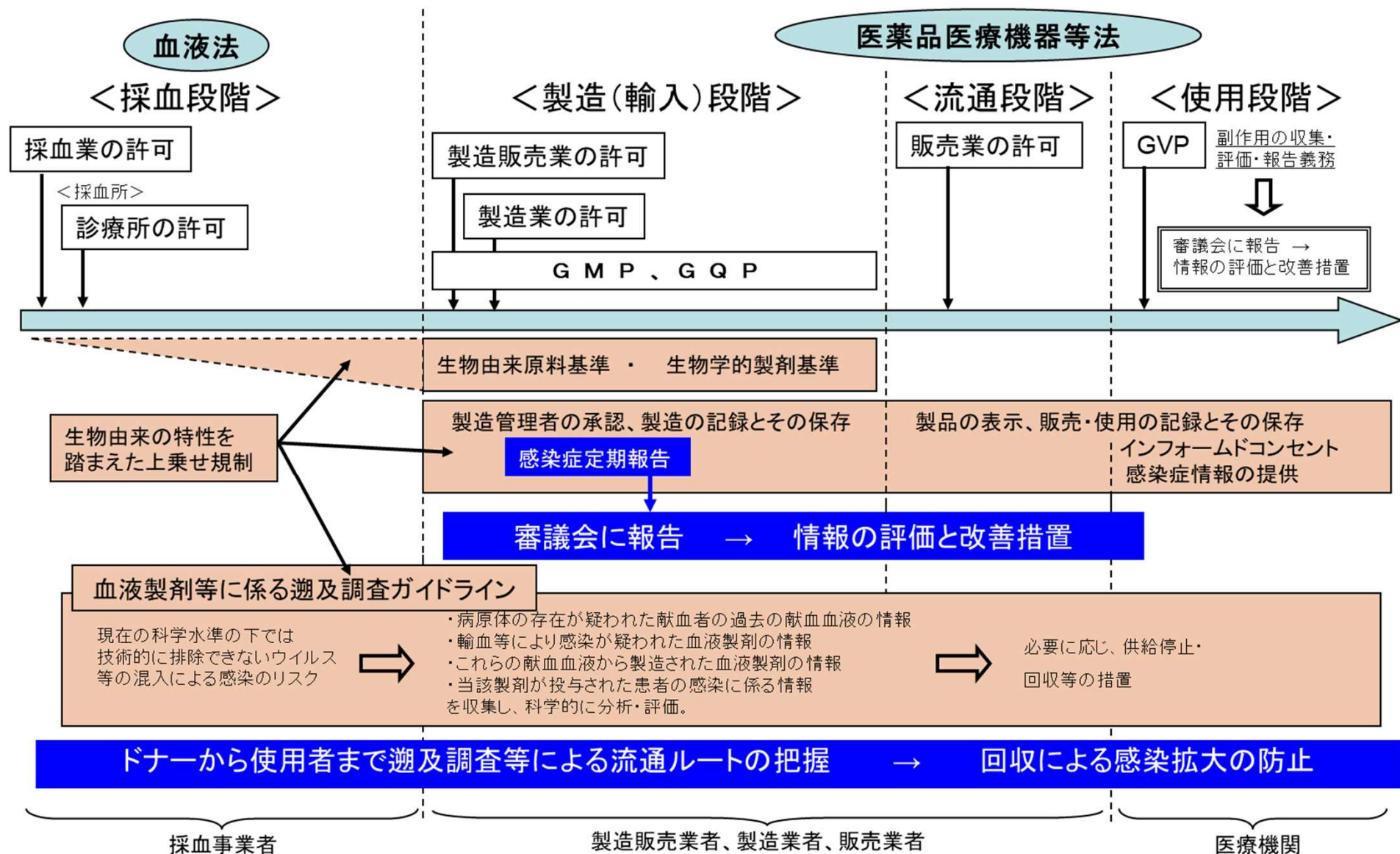


注1) c100-3法: C型肝炎ウイルス発見後早期に開発されたC型肝炎ウイルス抗体検査(第1世代検査法)

注2) PHA・PA法: 特異性・感度が改善されたC型肝炎ウイルス抗体検査(第2世代検査法)

3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進

血液製剤に関する安全対策の仕組み



GMP : 「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」

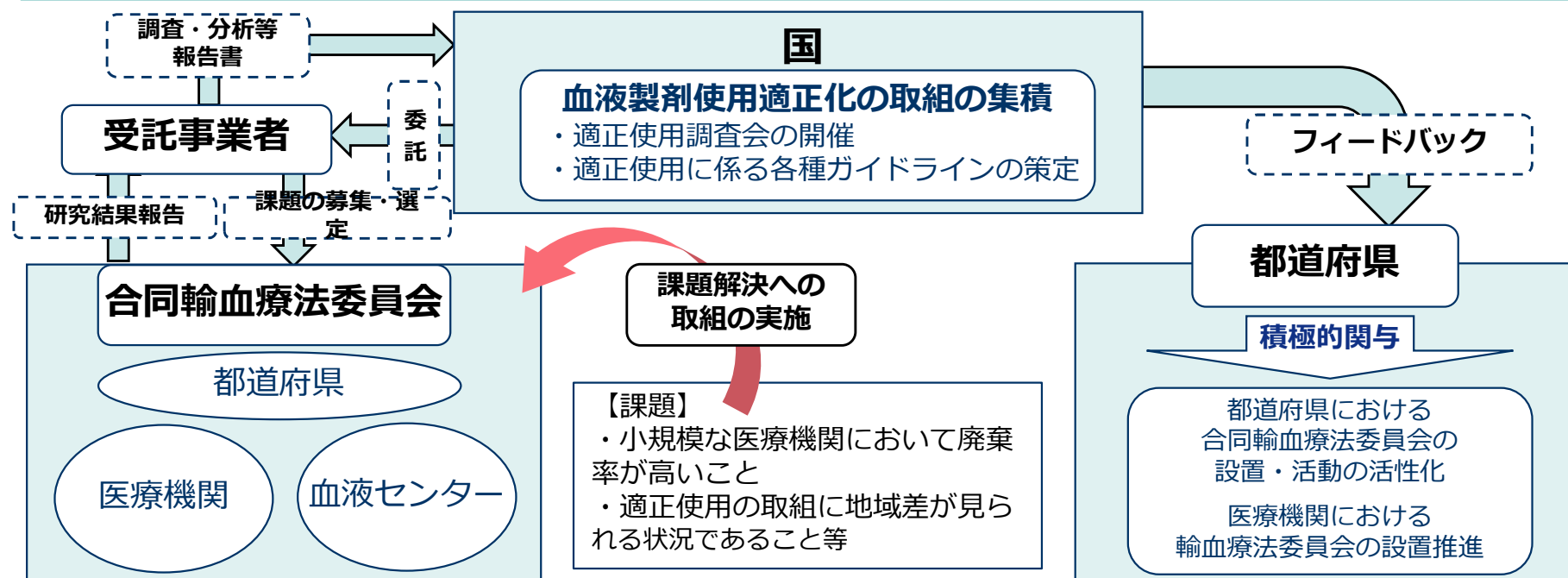
GVP : 「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令」

GQP : 「医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令」

3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進

目的

- 血液製剤は、人から採取された血液を原料とするため、貴重なものであるとともに、血液を介して感染する病原体が混入するリスクがある。「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（血液法）は、こうした血液製剤の特殊性にかんがみ、適正使用の推進を法の基本理念として掲げている。
- 血液製剤使用実態調査事業は、医療機関における血液製剤の使用状況について定期的に調査し、適正使用の推進に必要な方策を講ずることを目的としている。調査により、医療機関の血液製剤の管理体制・使用状況などについて把握し、適正使用の推進に必要な方策を検討する基礎的な資料とする。
- 血液製剤使用適正化方策調査研究事業は、各都道府県における課題とそれに対する取組について調査研究することを目的としている。先進的な取組を行う合同輸血療法委員会の取組を全国に共有することで、効果的な血液製剤の適正使用の方策を推進する。



3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進

各都道府県の血液事業の対応状況等についての調査（概要）

【調査対象】 都道府県薬務主管課（47都道府県）

【調査期間】 令和6年2月29日～3月19日

【調査方法】 総務省の調査・照会（一斉調査）システムを介してweb上で回答入力

【調査項目】

I 献血推進について

- 献血推進協議会の設置の有無・開催時期・開催頻度
- 学生献血推進ボランティアや献血サポーターとの連携
- 学校や企業における献血やセミナーの推進に向けた取組
- 企業の従業員向けの献血推進の取組
- 若年層への献血推進のための情報提供や普及啓発 等

II 合同輸血療法等委員会について

- 合同輸血療法委員会の状況
 - ・設置の有無・開催時期・開催頻度
 - ・資料や議事の公開状況
 - ・災害時やへき地、在宅医療等における血液製剤の安定供給方策についての検討
- 災害時やへき地、在宅医療等の血液製剤の安定供給方策について、防災計画・医療計画等への記載
- 緊急時等の血液製剤の融通、輸血医療連携に関するマニュアル等の作成
- 血液製剤の適正使用に関して都道府県内医療機関の使用状況等を分析 等

事務連絡
令和6年2月29日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局血液対策課

各都道府県の血液事業の対応状況等についての調査（依頼）

血液事業の推進に平素より格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
各都道府県におかれましては、献血推進協議会及び合同輸血療法委員会を設置し、献血者の確保、血液製剤の安定供給及び適正使用の推進等を図っていただいているところであります。
今後の血液需要を踏まえ、若年層献血の増加に向け、教育主幹部局、ボランティア団体、企業等との連携がますます重要となります。また、血液製剤の廃棄率低減及び適正使用を推進するとともに、平時から災害等に備えて血液製剤の安定供給を図ることが重要です。
今後、これら血液事業に対する都道府県における好事例を把握することを目的に、別添の通り、各都道府県の対応状況等について調査を実施いたします。調査結果については、血液事業部会連席委員会等で報告を検討しております。また、厚生労働科学研究所や適正化方策調査研究事業等において、活用する可能性があります。令和6年2月19日（火）までにご回答いただきますようお願いいたします。

（参考）
・献血推進対策要綱について
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/kyaku/kenkousugo/5u.html>
・血液製剤の適正使用推進に係る先進事例等調査結果及び具体的な強化方策の提示等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001179554.pdf>
・緊急時に輸血に用いる血液製剤を融通する場合の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の考え方及び地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001189448.pdf>

担当：厚生労働省医薬局血液対策課
献血推進について：針谷、片岡
合同輸血療法委員会等について：鈴木、菅原
連絡先：03-3595-2395

3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進

合同輸血療法委員会等について結果の概要（薬事審議会血液事業部会令和6年度第1回適正使用調査会資料1より抜粋）

合同輸血療法委員会の設置

設置している 47都道府県

設置していない 該当なし

合同輸血療法委員会イメージ図
県、病院、血液センターの各担当者



合同輸血療法委員会の資料・議事の公開

公開している 19自治体

公開していない 28自治体

緊急時等の血液製剤の融通・輸血医療連携に関するマニュアル等の整備

整備している 5自治

- ・ 輸血用血液確保のための**危機管理マニュアル**【栃木県】
- ・ 神奈川県における**災害時**の輸血療法マニュアル【神奈川県】
- ・ 医療機関における**災害時**輸血マニュアル作成の手引き【長野県】
- ・ **災害時**における血液製剤を含めた医薬品の供給マニュアル【和歌山県】
- ・ **災害時**等における医療機関間の輸血用血液製剤の譲受・譲渡（融通）に関する指針【広島県】
- ・ **災害時**における輸血用血液製剤の航空搬送マニュアル【広島県】

合同輸血療法委員会を巡る課題

今回の調査結果から、**自治体間で合同輸血療法委員会の活用状況に大きな差がある**ことが明らかとなった。

（多くの自治体において委員会の活動は限定的）

今後ますます高齢化が進む中で、へき地医療や在宅医療における血液製剤の安定的な供給と適正な使用が地域の医療政策としても重要であり、**各自治体を取り巻く環境に応じた方策の検討が重要**である。また、**災害等の緊急時**にも医療現場において滞りなく輸血療法を実施するための各種マニュアルを早急に整備する必要がある。

これらの課題について、**自治体が主体的に取り組む**ために、厚生労働省として合同輸血療法委員会の役割を改めて整理・周知するとともに、好事例の紹介などの支援を促進する。

3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進 【血液製剤使用適正化方策調査研究事業】

令和6年度採択

血液製剤使用適正化方策調査研究事業 | 厚生労働省 ([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp))

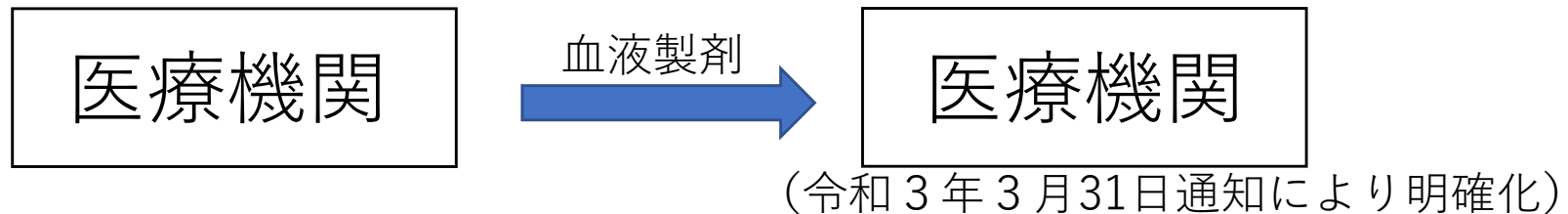
都道府県名	研究課題名
秋田県	(照射) 赤血球液-LR「日赤」の有効期間延長に伴う廃棄率減少に係る詳細調査および輸血関連循環過負荷（TACO）に関する小規模医療機関も含む多施設啓発とTACO pre-transfusion checklistの導入検討
茨城県	茨城県内僻地医療機関における血液供給と使用実態に関する解決策の探索研究
埼玉県	血液製剤使用適正に向けた医療施設内輸血療法委員会活動の実態調査
新潟県	コロナ禍後の地域ミーティング再開による中小規模医療機関における血液製剤廃棄状況の実態把握と改善に向けた取り組み
兵庫県	ミリ波センサーを用いた在宅輸血危険行動検知システムの開発
広島県	「災害時等における医療機関間の輸血用血液製剤の譲受・譲渡（融通）」の実効性の向上について
愛媛県	医療機関と赤十字血液センターの地域間連携による血液製剤院内在庫の適正化と輸血体制の整備
長崎県	離島圏医療機関への無人航空機を用いた血液製剤搬送体制の実用化に関する研究

3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進

1. 緊急時における医療機関間の血液製剤融通

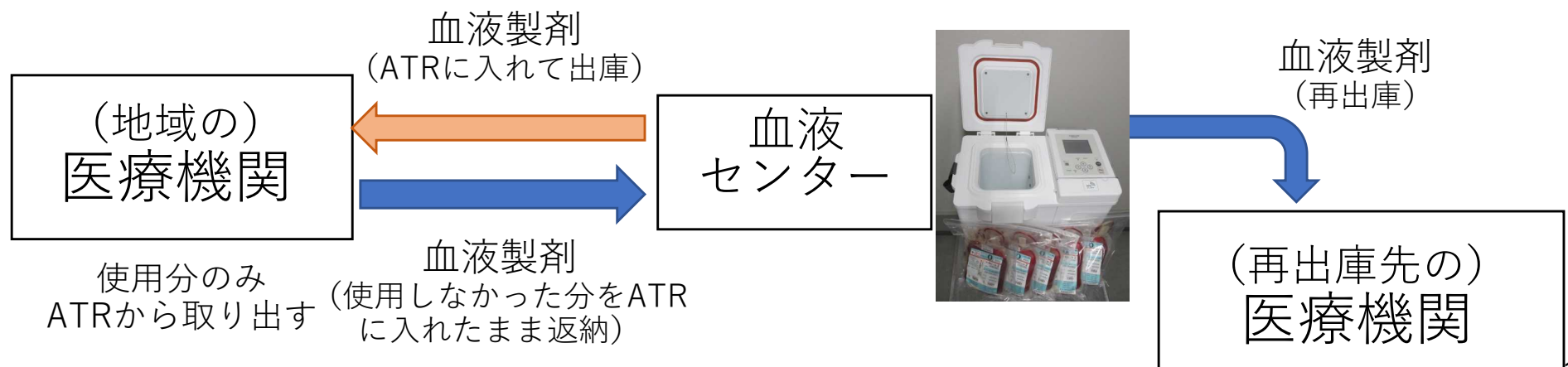
○緊急時のやむを得ない場合の対応として（一定の条件のもと）近隣医療機関から、必要とする医療機関へ、輸血に用いる血液製剤を提供することは可能。

○供給する血液製剤の使用期限や輸送時の保管温度を確認する等により、当該血液製剤の品質、有効性及び安全性を確保する必要がある。また、トレーサビリティ確保の観点から、血液製剤の提供に当たっての記録を適切に保存することが必要。



2. ブラッドローテーション (BR)

○災害時や離島等における血液製剤の廃棄を減らすための取組（関係者で合意する必要がある。）



4. 特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第Ⅸ因子製剤が 納入された医療機関に対するカルテ等の確認作業等実施のお願い

- C肝特措法に基づく給付金を請求するためには、裁判所への「訴えの提起」等を令和10年1月17日(法施行後20年)までに行わなければならない。
- 特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第Ⅸ因子製剤の被投与者に対し、速やかに投与の事実をお知らせする必要があるため、ご協力をお願いしたい。



都道府県等をお願いしたい事項（依頼）

- ◎ 自治体が運営する医療機関、公立大学法人に附属する医療機関に対し、以下を実施していただきたい。
 - 保管しているカルテ等を確認し、特定フィブリノゲン製剤等の投与が判明した方又はその家族の方に対し、速やかに肝炎ウイルス検査の受検勧奨を行うとともに、本法に基づく給付金が支払われる場合があることについてお知らせを行うこと。
- ◎ 管内の医療機関に対し、厚生労働省では引き続き所在が不明である被投与者の連絡先調査を行うので、周知していただきたい。
- ◎ 併せて、管内の自治体に対し、所在が不明である被投与者の連絡先調査に協力いただくよう周知いただきたい。

※各医療機関の作業状況については、厚生労働省HPに掲載している。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000068791.html>)